特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
2	個人住民税の賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行方市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

行方市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務				
②事務の概要	地方税法に基づき, 住民・国税庁から提出された申告情報, 企業・日本年金機構から提出された支払報告書を元に住民税額を計算し賦課する。 住民からの申請に基づき, 住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。 過誤納金が発生した場合には, 公金受取口座情報等を活用し, 還付事務を行う。				
③システムの名称	個人住民税システム, 宛名管理システム, 統合収納管理システム, 申告受付システム, eLTAXシステム, 国税連携システム, イメージ検索システム, 中間サーバー, EUCシステム, 庁内データ連携システム, コンビニ交付システム				
2. 特定個人情報ファイル	名				
住民税賦課情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表24の項 ・番号法第9条第2項並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・番号法第9条第3項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項)・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第7項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項				
5. 評価実施機関における	5担当部 署				
①部署	総務部税務課				
②所属長の役職名	税務課長				

6. 他の評価実施機関					
地方公共団体情報システム機	地方公共団体情報システム機構(JLIS), 総務省, 国税庁, 地方税共同機構				
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	行方市総務部税務課 茨城県行方市麻生1561番地9 0299-72-0811				
8. 特定個人情報ファイル	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	行方市総務部税務課 茨城県行方市麻生1561番地9 0299-72-0811				
9. 規則第9条第2項の適用 []適					

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和]7年1月20日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年1月20日 時点				
3. 重大事	故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の	種類				
[基礎2)又は3)を選択した評価実	項目評価書] (+ エ れごれまと	5.1五日 郭 儒 妻 又 !	3) 基礎項目評例	価書及び 価書及び	
載されている。	心(核)氏(に) りいて	は、てれてれた里点	《境日計画音》(4.主項日計価者にのい	,,,,,	ン外束の肝神が記
2. 特定個人情報の入手(・	情報提供ネット	ワークシステム	▲を通じた入手:	を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委	託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報技	是供ネットワークシ	システムを通じた	提供を除く。)	I]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接	続	1 1	接続しない(入手)	I]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	E .		[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠		こは、本人から	が一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン らのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には を行うことを厳守している。			

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育	5・啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策 「」全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えら る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所持者には、行方市個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する管理規程第12条に基づき教育研修を実施している。また、庁内でヒヤリハット事案が発生した際には再発防止策の周知を行い、新たに留意事項や確認事項がある場合には必要な情報共有を行っている。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I -5.評価実施機関における担当部署名②所属長の役職名	税務課長 高埜 栄治	税務課長	事後	
	IV-1提出する特定個人情報 保護評価書の種類	(追加)		事後	
	IV-2目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-3目的を超えた紐付け事務に必要ない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	Ⅳ-3権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-4委託先における不正な 使用等のリスクへの対策は十 分か	(追加)		事後	
	IV-5不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV - 6不正な提供が行われる リスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-7特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	Ⅳ-8実施の有無	(追加)		事後	
	IV-9従業者に対する教育・ 啓発	(追加)		事後	
令和2年12月18日	I -6 他の評価実施期間	地方公共団体情報システム機構(JLIS)、総務 省、国税庁、地方税電子化協議会	地方公共団体情報システム機構(JLIS)、総務 省、国税庁、地方税共同機構	事後	
	Ⅱーいつ時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年12月18日	事後	
令和4年3月31日	I -4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	4, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 9	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下,「別表第二の主務省令」という。)第1条,第2条,第12条,第12条,第12条,第12条,第12条,第12条,第1	事後	
	Ⅱーいつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和4年1月28日	事後	
令和5年3月1日	I-1.特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・日本年金機構から提出された支払報告書を元に住民税額を計算し賦課する。 住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。	地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・日本年金機構から提出された支払報告書を元に住民税額を計算し賦課する。 住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。 過誤納金が発生した場合には、公金受取口座情報等を活用し、還付事務を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 2 8, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 6, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 10 8, 113, 114, 115, 116, 117, 120項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下,「別表第二の主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第20条、第21条、第16条、第19条、第22条の3、第22条の3、第22条の3、第22条の3、第22条の3、第22条の3、第22条の3、第22条の3、第22条の3、第25条、第34条、第34条。第34条。第36条。第37条、第38条。第31条の2、第44条の2、第44条の2、第44条の3、第43条の3、第43条の4、第44条。第44条の2、第54条。第55条。第59条。第59条。第29条の2。第50条。第51条。第59条の2。第50条。第51条。第59条の2。第59条の2の3、第59条の2の3、第59条の2の3、第59条の3【情報照会の根拠】・番号法第19条第8号 別表第二の27の項・別表第二の主務省令 第20条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下,「別表第二の主務省令」という。)第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第8条,第10条,第12条,第12条,第12条,第19条,第20条,第21条,第23条,第34条,第31条の3,第25条,第24条,第24条の3,第25条,第34条,第35条,第31条の3,第32条,第31条の3,第45条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第34条,第35条,第34条,第35条,第35条,第54条,第55条,第51条,第,第49条の3,第45条,第47条,第49条,第44条の3,第45条,第47条,第49条,第44条の3,第45条,第47条,第49条,第44条,第3条の3,第45条,第55条,第59条の2,第59条の2の3,第59条。第58条系,第54条,第54条系,第54条,第54条系,第54条,第55条系,第54条,第59条。第59条。第59条。第59条。第59条。第59条。第59条。第59条。	事前	
	Ⅱーいつ時点の計数か	令和4年1月25日	令和5年2月1日	事後	
令和6年3月1日	Ⅱーいつ時点の計数か	令和5年2月1日		事後	
令和6年11月1日	I-1.特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム, 宛名管理システム, 収納管理システム, 口座管理システム, 申告受付システム, eLTAXシステム, 国税連携システム, イメージ検索システム, 中間サーバー	個人住民税システム, 宛名管理システム, 統 合収納管理システム, 申告受付システム, eLTAXシステム, 国税連携システム, イメージ 検索システム, 中間サーバー, EUCシステム, 庁内データ連携システム, コンピニ交付システム	事前	
	Ⅰ-3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項・番号法第9条第3項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条・番号法第9条第2項に基づく条例	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項・番号法第9条第2項並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例・番号法第9条第3項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事前	
	IV−8 人手を介在させる作業	(追加)		事後	
	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	(追加)		事後	
令和7年3月7日	法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一の16の項・番号法第9条第2項並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例・番号法第9条第3項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・番号法第9条第1項別表24の項 ・番号法第9条第2項並びに行方市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例・番号法第9条第3項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	②法令上の根拠	[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号 別表第二(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項)・ 分の番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下,「別表第二の主務省令」という。) 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第8条, 第10条, 第19条, 第2条, 第2条, 第2条, 第2条, 第2条, 第2条, 第2条, 第2	【情報提供の根拠】 -番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項) -公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7項 【情報照会の根拠】 -番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	番号法改正に伴う変更
	Ⅱーいつ時点の計数か	令和6年2月5日	令和7年1月20日	事後	